

広告審査事例

- Q 1. 掲載不可となった業種にはどのようなものがありますか。
- Q 2. その他、掲載不可となった理由にはどのようなものがありますか。
- Q 3. 広告の表示内容について、修正が必要となったものにはどのようなものがありますか。

Q 1. 掲載不可となった業種にはどのようなものがありますか。

これまで、掲載不可となった事例として、整体院、カイロプラクティック、エステティックがあります。これらの業種につきましては、田原市広告取扱要綱第8条第2項第5号「法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者」に該当すると解釈しています。

Q 2. その他、掲載不可となった理由にはどのようなものがありますか。

広告掲載の対象につきましては、田原市広告取扱要綱第8条に記載しておりますが、これまでに市税等の滞納がある事業者が掲載不可となっております。

Q 3. 広告の表示内容について、修正等が必要となったものにはどのようなものがありますか。

個々の広告を個別に判断しておりますが、以下のものなどについて、表示内容の削除や変更・修正をしております。

1 表示内容の削除

表示内容	根拠
〇〇ならお得な割引	田原市広告取扱要綱第8条第1項第7号「虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの」 田原市広告掲載基準2(5)イ「取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの」
最新のテクノロジー	田原市広告取扱要綱第8条第1項第7号「虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの」 田原市広告掲載基準2(5)ウ「誇大な表現を含むもの」

2 表示内容の変更・修正

表示内容	変更内容	根拠
技能士	公的資格名称にする	田原市広告取扱要綱第8条第1項第7号「虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの」
〇〇受付センター	官公庁から許可を受けている業種名などを使用した表現にする	田原市広告取扱要綱第8条第1項第9号「内容が不明確であるもの」 田原市広告掲載基準2(9)ア「市が、広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの」